

大阪中央労働基準監督署発表
令和8年3月27日

令和8年3月27日
【照会先】
大阪中央労働基準監督署
電話
06-7669-8726

最低賃金法違反の疑いで書類送検

(1か月分の定期賃金不払いの疑い)

令和8年3月27日、大阪中央労働基準監督署(署長 わたなべ かずみ 渡邊 和美)は、株式会社 エルシー LCほか2名を最低賃金法違反の疑いで、大阪地方検察庁に書類送検しました。

記

1 被疑者

(1) 株式会社LC(以下「被疑会社」という。)

本社所在地 大阪市浪速区難波中
事業内容 プリンの製造・販売

(2) 同社代表取締役A(以下「被疑者A」という。)ほか1名

2 違反条文

被疑会社、被疑者Aともに、
最低賃金法違反
同法第4条第1項(最低賃金の効力)
同法第40条(罰則)
同法第42条(両罰)

3 事件の概要

被疑者Aは労働者1名に対し、令和6年6月分の賃金を所定支払日までに、支払わなかった疑いがあるものです。

4 参考事項

- 最低賃金法では、労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないことが規定されています。
- 適用法条文は別紙のとおり。

適用法条文

○最低賃金法

(最低賃金の効力)

第四条 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

(第2項～第4項 略)

(罰則)

第四十条 第四条第一項の規定に違反した者(地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。)は、五十万円以下の罰金に処する。

(両罰)

第四十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

(適用される最低賃金額について)

最低賃金額は、地方最低賃金審議会での審議を経て毎年改定されています。本件においては、令和6年6月分賃金の計算期間における大阪府最低賃金は、令和5年9月1日付け大阪労働局最低賃金公示第1号により時間額1,064円です。